


令和5年（2023年）12月19日（火）15時00分 配付

<p>項 目</p>	<p>水痘の流行について（注意報）</p>
<p>配付資料</p>	<p>水痘注意報の発令について</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>1 公表の目的 個人情報の保護に留意しながら、感染症の予防のために必要な情報を公表することにより、道民に注意を喚起し、感染症による被害の拡大及びまん延の防止を図るとともに、道民の健康を保護することを目的に報道発表を行います。</p> <p>2 感染症発生動向調査事業における定点医療機関からの報告 標記事業に係る北見保健所管内の小児科定点医療機関から報告された令和5年（2023年）第50週（12月11日～12月17日）分の水痘患者数が国の定める注意報レベルに達しましたので、お知らせします。</p> <p>3 水痘予防のポイント ・水痘ワクチンの接種により、水痘の重症化や発症を予防出来ます。 ・空気感染、飛沫感染、接触感染に係る対策が有効です。</p>
<p>担 当</p>	<p>北海道北見保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室） 健康推進課 主幹兼保健係長 川上 邦彦 電話 0157-24-4173</p> 

水痘注意報の発令について

令和5年12月19日(火)15時00分

北海道北見保健所

電話：0157-24-4171

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第50週（令和5年12月11日～令和5年12月17日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、水痘注意報を発令します。

記

1 水痘の予防

- ・水痘の原因病原体である水痘帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避けることが重要です。
- ・平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種で受けられるようになっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

2 水痘とは

水痘は、水痘帯状疱疹ウイルスの感染によって引き起こされる感染症で、感染成立から約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶた（痂皮化）になります。

なお、一部の患者は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、とくに免疫機能が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

また、学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる(痂皮化)まで出席停止と定められています。

3 その他

(1) 最近5週における小児科定点医療機関からの水痘患者報告状況

(「患者数(1定点当たりの数)」単位：人)

	第46週 (11/13～11/19)	第47週 (11/20～11/26)	第48週 (11/27～12/3)	第49週 (12/4～12/10)	第50週 (12/11～12/17)
北見保健所	0	0	0.75	0.50	1.50※
全道	0.11	0.11	0.17	0.18	-
全国	0.13	0.12	0.16	0.14	-

※第50週の患者報告数は速報値。

(2) 水痘警報・注意報とは

感染症発生動向調査により把握した、小児科定点医療機関を受診した水痘患者数が警報・注意報発令基準値に達したときに発令します。

<発令基準>

	警報開始基準値	注意報開始基準値 (警報終息基準値)
1定点あたり患者数(人)	2	1

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

全道の発生状況については、北海道立衛生研究所北海道感染症情報センターホームページにて公開しています。(http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html)